

様式第 1 号(規格 A4) (第 3 条関係)

みどり市移住支援金支給申請書(仮申請用)

みどり市長

様

年 月 日

みどり市移住支援金支給要綱第 3 条第 1 項の規定により、みどり市移住支援金の支給を仮申請します。

1 申請者欄

フリガナ				生年月日
氏名				年 月 日
住所	〒	電話 番号		
メールアドレス				
転入年月日	年 月 日	就業 年月日	年 月 日	

※転入年月日及び就業年月日から 3 か月が経過した時点で、別途(本)申請書を提出してください。

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・ 世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	<input type="checkbox"/>	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数(1 の申請者は含まない。)	人		
移住支援 金の種類	<input type="checkbox"/>	就業 (一般)	<input type="checkbox"/>	就業 (専門人材)	<input type="checkbox"/>	テレ ワーク	<input type="checkbox"/>	起業	<input type="checkbox"/>

3 転出元の住所

住所	〒
----	---

4 東京 23 区への在勤履歴(5 年以上の在勤履歴を記載)※東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ

期間	就業先	就業地

※東京 23 区での在勤履歴は、住民票を移す 3 か月前の時点まで続いている必要があります。また、移住直前に東京 23 区以外での在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

様式第 2 号(規格 A4) (第 3 条関係)

就業証明書(移住支援金の仮申請用)

みどり市長 様

年 月 日

所在地
事務所等の名称
代表者氏名 印
電話番号
担当者名

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者 又は取締役など の経営を担う者 との関係	3 親等以内の親族に該当しない

みどり市移住支援金事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、みどり市の求めに応じて、同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 3 号(規格 A4) (第 3 条関係)

就業証明書(移住支援金の仮申請用)

みどり市長 様

年 月 日

所在地
事務所等の名称
代表者氏名 印
電話番号
担当者名

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
転職先への定着の意思	特定のプロジェクト等の目的達成後に離職することが前提ではない
カテゴリ	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

みどり市移住支援金事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、みどり市の求めに応じて、同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号(規格 A4)(第3条関係)

就業証明書(移住支援金の仮申請用)

みどり市長 様

年 月 日

所在地
事務所等の名称
代表者氏名 印
電話番号
担当者名

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

みどり市移住支援金事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、みどり市の求めに応じて、同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

みどり市長



みどり市移住支援金事業に係る移住支援金仮申請書の審査結果について

年 月 日付けで仮申請のあった、みどり市移住支援金について、みどり市移住支援金支給要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1 移住支援金の申請要件を満たすこととなります

みどり市移住支援金支給要綱第 4 条の規定に基づき、年 月 日(本市への転入日または就業日【就業の要件で申請した場合のみ】のいずれか遅い方から 3 か月が経過する日)から 年 月 日(転入日から 1 年を超えない日)の間に、(1)～(4)の書類を提出し、申請を行ってください。

- (1) みどり市移住支援金支給申請書(本申請用)(様式第 6 号)
- (2) 写真付き身分証明書の写し
- (3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) 就業証明書(移住支援金の本申請用)(様式第 7 号)
(就業の要件で申請した場合のみ)

2 移住支援金の申請要件を満たしていません

(理由)

--

みどり市長 様

みどり市移住支援金支給申請書(本申請用)

みどり市移住支援金の支給を受けたいので、みどり市移住支援金支給要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・ 世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数(1 の申請者は含まない。)			人
移住支援 金の種類		就業 (一般)		就業 (専門人材)		テレ ワーク		起業

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)

別紙「移住支援金の支給申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「群馬県移住支援金事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、みどり市に居住し、かつ、地域の担い手となる意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から 5 年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(一般の就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3 親等以内の親族に該当しない	B. 3 親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) みどり市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※各種確認事項の B に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

様式第 6 号別紙(規格 A4) (第 4 条、第 6 条関係)

移住支援金の支給申請に関する誓約事項

- 1 みどり市移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、みどり市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、みどり市移住支援金支給要綱第 6 条の規定に基づき、移住支援金の全部又は一部を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満にみどり市以外の市区町村に転出した場合:全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職(一般又は専門人材として就業した職)を辞した場合:全額
 - (4) 移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合:全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内にみどり市以外の市区町村に転出した場合:2 分の 1 の額

みどり市移住支援金事業に係る個人情報の取扱い

みどり市は、群馬県移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、みどり市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、みどり市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第7号(規格 A4)(第4条関係)

就業証明書(移住支援金の本申請用)

みどり市長 様

年 月 日

所在地
事務所等の名称
代表者氏名 印
電話番号
担当者名

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
勤務状況	最上段に記載された勤務者は、証明日時点で当社に3か月以上継続勤務していることに相違ありません。
応募受付年月日	

※みどり市移住支援金事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、みどり市の求めに応じて、同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

みどり市長



みどり市移住支援金事業に係る移住支援金の支給決定通知書

次のとおり移住支援金を支給することを決定しましたので、みどり市移住支援金支給要綱第 5 条の規定により通知します。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号(下 3 桁)：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 みどり市は、みどり市移住支援金支給要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から 3 年未満にみどり市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職(一般又は専門人材として就業した職)を辞した場合：全額
 - ・移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から 3 年以上 5 年以内にみどり市以外の市区町村に転出した場合：2 分の 1 の額
- 2 みどり市は、みどり市移住支援金支給要綱の規定に基づき、みどり市移住支援金事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、支給決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。